

住居確保給付金の受付について

新型コロナウイルス感染症対応による特例により、令和2年度中に新規申請をした方については、延長を3回まで、支給期間は最長で12か月間まで可能となります。この場合、原則として、再延長期間の最終月の末日までに3回目の延長申請を生活自立支援センター（宇城市社会福祉協議会内）を通じて、宇城市に提出する必要があります。

ただし、年末年始（令和2年12月29日～令和3年1月3日）においては、窓口受付・電話相談受付は行いません。

令和3年1月4日以降においては、申込者については、生活自立支援センターとの面談がありますので、事前に電話にてご連絡をお願いいたします。

連絡先：生活自立支援センター 電話番号 32-1135

ファックス 27-9973

メール：uki.sha-soudan@crest.ocn.ne.jp